

## 不利益処分の処分基準

処 分 名	公園予定の区域及び施設における原状回復等の措置の指示等		
根拠法令及び条項	都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 33 条第 4 項、第 10 条第 2 項		
所 管 部 課 名	建設部 緑化公園課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	多治見市都市公園条例(昭和 44 年条例第 23 号)第 15 条第 1 項	
	基 準	公園予定の区域及び施設についても、公園と同様とする。	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日
備 考			